

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 7 年 11 月 7 日	三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 7 年 11 月 7 日) 特別支援学校北勢きらら学園では、労働安全衛生法に基づく衛生委員会が、対面によることなく書面回覧だけで審議を済ませているなど適正に実施されていない。 衛生委員会には、産業医が出席する必要があるが、書面開催であるため産業医は直接討議に参加していない。 一方、産業医にかかる人件費には衛生委員会への出席分も含まれていると考えられるので、衛生委員会への出席の実態がないにも関わらず、衛生委員会に出席した場合と同等の人件費が公金より支出されるのは不正な支出である。 よって、不正支出分の県への返還を求める。	教育委員会

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和 7 年 11 月 11 日	三重県医療保健部に関する住民監査請求 (令和 7 年 11 月 11 日) 平成 15 年 6 月 6 日に発生した性的加害行為に関連し、被害者に関して作成されたとされる「診断書」および「措置入院命令書」は三重県およびその関係機関（医療機関、県職員、保健所等）が不当な作成・利用を行った疑いがある。 よって、「措置入院命令書」及び根拠となる「診断書」の作成経緯・作成日時・作成者を特定し、作成過程での三重県や医療機関の関与、不当な指示等の有無の確認を求める。 また、行政文書の偽造や誤用が確認された場合は関係者に対する懲戒・刑事告発等の措置を講じるよう求めるとともに他の自治体との連携体制の改善を勧告することを求める。	医療保健部